

令和7年3月から適用する 公共工事設計労務単価

(単位:円)

	名称	単価
公共工事 設計労務単価	特殊作業員	30,900
	普通作業員	24,400
	軽作業員	20,300
	造園工	24,400
	法面工	35,000
	とび工	31,500
	石工	30,000
	ブロック工	30,600
	電工	28,100
	鉄筋工	32,300
	鉄骨工	31,600
	塗装工	31,200
	溶接工	32,000
	特殊運転手	28,500
	一般運転手	24,500
	潜かん工	39,700
	潜かん世話役	49,200
	さく岩工	37,200
	トンネル特殊工	47,800
	トンネル作業員	31,900
	トンネル世話役	50,000
	橋梁特殊工	36,800
	橋梁塗装工	44,400
	橋梁世話役	43,900
	土木一般世話役	29,900
	高級船員	36,400
	普通船員	28,900
	潜水土	50,500
	潜水連絡員	31,700
	潜水送気員	34,400
	山林砂防工	33,100
	軌道工	42,100
	型枠工	30,600
	大工	29,400
	左官	30,900
	配管工	26,300
	はつり工	29,800
	防水工	28,000
	板金工	30,200
	タイル工	25,500
	サッシ工	32,600
	内装工	29,800
	ガラス工	28,000
	建具工	23,900
	ダクト工	24,400
	保温工	27,300
	設備機械工(営繕)	29,000
	交通誘導警備員A	18,200
	交通誘導警備員B	17,000

※留意事項

本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

1. 所定労働時間内8時間当たりの①基本給相当額及び②基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)、所定労働日数1日当たりの③臨時の給与(賞与等)、④実物給与(食事の支給等)で構成されている。
2. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金は含まない。
3. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当は含まない。
4. 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まない。
5. 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等を含む。